

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

＜令和 8 年 6 月 1 日現在＞

入居者： 様

事業者： 社会福祉法人 鴻鵠の会

【法人概要】

法人名称	社会福祉法人 鴻鵠の会
代表者	理事長 山崎 きくえ
法人本部所在地	〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4
法人設立	平成25年2月（創立 平成11年11月）

1 事業所の概要

事業所名	おたっしや倶楽部 おおみや
介護保険事業所番号	第1196501017号
所在地	さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1
	電 話 048-643-8700
	ファックス 048-643-8711
通常の事業の実施地域	さいたま市（うち浦和区、大宮区、緑区、南区、見沼区、中央区の一部地域に限る）
管理者	徳丸 麻衣
利用可能設備概要等	

利用可能設備概要等

居室 (1 人部屋 面積 7. 9 6 m²) (1 人部屋 面積 8. 1 7 m²)
 (1 人部屋 面積 8. 2 0 m²) (1 人部屋 面積 8. 3 2 m²)
 (1 人部屋 面積 8. 4 0 m²) (1 人部屋 面積 8. 4 6 m²)
 (1 人部屋 面積 8. 6 1 m²) (1 人部屋 面積 9. 4 0 m²)
 (1 人部屋 面積 1 0. 2 5 m²) 計 9 室

食堂・機能訓練室

浴室（普通浴槽　1ヶ所）、便所（2ヶ所）　他

2 運営の方針・サービスの目的

事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下、「小規模多機能型居宅介護計画等」という）に基づきサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

サービスの目的は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、また要介護状態となることの予防に資することです。生きがいを得られるような学習や交流等を行い、さらに、地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり、精神的安定感のある総合的なサービスの提供を行います。

3 提供できるサービスの種類と営業日時

- ①営業日 : 月曜日から日曜日までの1日24時間、365日
- ②サービスの種類 : ・通い … 9時30分から16時30分まで
と営業時間 ・宿泊 … 16時30分から9時30分まで
・訪問（安否確認含む）… 9時30分から16時30分まで
- ③連絡体制 : 電話連絡等も含め24時間常時連絡が可能

4 従業者体制（従業者の職種、職務内容及び員数）

- ①管理者：利用者に対する介護サービスの管理及び従業者の管理を総括する…1
- ②介護従業者：利用者に対し、介護サービスの提供
 - ・通いサービス利用者数が3、またはその端数を増すごと…1以上
（例：通いの利用者が15人の場合、5名配置）
 - ・日中の訪問サービスの提供 … 1以上
 - ・宿泊サービス利用者がある場合 … 夜勤1と宿直1の計2
 - ・宿泊サービスの利用者がいない場合
… 登録者からの訪問サービス等の要請に対応できる体制
- ③看護師又は准看護師：利用者の健康状態の確認、及び入浴介護等に必要な保健衛生 … 介護従業者のうち1以上
- ④介護支援専門員：介護計画の作成 … 1以上
 - *人員配置（令和6年10月1日 現在）：介護従業者…10
看護師又は准看護師…2
介護支援専門員…1
訪問介護員…1

⑤勤務体制

- 日 勤） 8：30～17：30（実働8時間）
- 遅 番） 10：00～19：00（実働8時間）
- 夜 勤） 19：00～翌8：30（実働12.5時間）
- 宿 直） 17：30～翌8：30

5 サービス内容

(1) 介護計画の作成

介護支援専門員の作成した小規模多機能型居宅介護計画等に沿って、担当者間で協議し、小規模多機能型居宅介護サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成し、利用者及び家族に説明し同意を得ます。

(2) 食 事

- 朝食) 8：00～ 9：00
- 昼食) 12：00～13：00
- おやつ) 14：45～15：00
- 夕食) 18：00～19：00

*以上のほか、湯茶等のサービスが適宜ある。食堂にて飲食をします。

(3) 入 浴

原則として、週に最低2回入浴。

ただし、利用者の状態に応じて清拭等になる場合があります。

(4) 介 護

小規模多機能型居宅介護計画等に沿って、下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事の介助、おむつ交換、シーツ交換、体位変換、施設内の移動の付添い等

(5) 機能訓練

小規模多機能型居宅介護計画等に沿って、訓練を行います。

(6) 生活・介護相談

介護支援専門員が担当します。

(7) 健康管理

利用開始時に健康チェックを行います。

(8) レクリエーション等

様々な活動を実施しています。その都度、担当より説明します。

6 サービス利用方法

(1) 利用定員

・登録定員：29人

・通い定員：1日15人

・宿泊定員：1日9人

＊登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員内で、小規模多機能型居宅介護等の提供を行います。ただし、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。

(2) サービス利用日程の確認と報告

利用月の前月に、小規模多機能型居宅介護計画等を渡します。

(3) 宿泊サービス利用の申込について

宿泊の予約は3ヶ月前より受付します。

7 利用料金

小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、当該小規模多機能型居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とします。法定代理受領サービスに該当する小規模多機能型居宅介護等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護等に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとします。

法定代理人受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護等を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、小規模多機能型居宅介護等に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

上記の支払いを受ける額のほか、＜その他料金＞に示す額の支払いを利用者から受けるものとします。

＜利用料金のめやす＞ ＊利用者負担額は介護保険負担割合が1割の場合

要介護区分	要支援 1	要支援 2			
サービス単位	3,450	6,972			
利用者負担額(円)	約 3,736	約 7,551			
要介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
利用者負担額(円)	約 11,326	約 16,646	約 24,215	約 26,725	約 29,467

<各種加算料金のめやす> *利用者負担額は介護保険負担割合が1割の場合

項 目		サービス単位	利用者負担額(円)	備 考
初期加算		30／日	約 32／日	利用開始日より 30 日間に対し加算
認知症 加算	(Ⅰ)	920／月	約 996／月	主治医の意見書に従い加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 日常生活に支障を来すおそれのある 症状又は行動が認められること から介護を必要とする認知症の者 (Ⅳ) 要介護 2 であって、周囲の 者による日常生活に対する注意を 必要とする認知症の者
	(Ⅱ)	890／月	約 964／月	
	(Ⅲ)	760／月	約 823／月	
	(Ⅳ)	460／月	約 498／月	
若年性認知 症利用者受 入加算	要介護	800／月	約 866／月	厚生労働大臣が定める基準 に適合していることにより 算定
	要支援	450／月	約 487／月	
看護従業者 配置加算	(Ⅰ)	900／月	約 975／月	看護従業者配置状況により いずれかを算定
	(Ⅱ)	700／月	約 758／月	
	(Ⅲ)	480／月	約 520／月	
看取り連携体制加算		64／日	約 69／日	厚生労働大臣が定める基準に適 合し死亡日から死亡日前 30 日 以下までに対し加算
訪問体制強化加算		1,000／月	約 1,083／月	厚生労働大臣が定める基準 に適合していることにより 算定
総合マネジ メント体制 強化加算	(Ⅰ)	1,200／月	約 1,299／月	厚生労働大臣が定める基準 に適合していることにより 算定
	(Ⅱ)	800／月	約 866／月	
生活機能 向上連携 加算	(Ⅰ)	100／月	約 108／月	厚生労働大臣が定める基準 に適合していることにより 算定
	(Ⅱ)	200／月	約 217／月	
口腔・栄養スクリー ニング加算		20／回	約 22／回	厚生労働大臣が定める基準に適 合していることにより算定 6 カ月に一回
科学的介護推進体制加 算		40／月	約 43／月	厚生労働大臣が定める基準に適 合していることにより算定
生産性向 上推進体 制加算	(Ⅰ)	100／月	約 108／月	厚生労働大臣が定める基準に適 合していることにより算定
	(Ⅱ)	10／月	約 11／月	
サービス 提供強化 加算	(Ⅰ)	750／月	約 812／月	介護従業者配置状況により いずれかを算定
	(Ⅱ)	640／月	約 693／月	
	(Ⅲ)	350／月	約 379／月	
介護従業 者処遇改 善加算	(Ⅰイ)	所定単位数の 171/1000 を加算		厚生労働大臣が定める基準 に適合している介護従業者 の処遇改善等の実施により いずれかを算定
	(Ⅰロ)	所定単位数の 186/1000 を加算		
	(Ⅱイ)	所定単位数の 168/1000 を加算		
	(Ⅱロ)	所定単位数の 183/1000 を加算		
	(Ⅲ)	所定単位数の 156/1000 を加算		
	(Ⅳ)	所定単位数の 128/1000 を加算		

※介護報酬計算方法

介護報酬＝（サービス毎に定められた単位数＋加算単位数）×地域別単価（10.83円）

※利用者負担額は、原則として介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証の記載割合に応じた額を利用者が事業所に対して支払い、残りの額は保険者（さいたま市）が賄います。

<その他料金>

項 目		料 金	備 考
宿泊費		1泊 3,700円	
食 費	朝食	700円／1食あたり	食材料費＋調理費等
	昼食	700円／1食あたり	
	夕食	700円／1食あたり	
おやつ代		300円／1日あたり	湯茶類を含む
日用品費		実費	個人用の日用品等（歯ブラシ・ティッシュ等）で、利用者の希望を確認した上で提供されるもの
教養・娯楽費		実費	クラブ活動や行事における材料費・物品費等
送迎代		・片道5km未満 500円 ・片道5km以上10km未満 1,000円	通常の事業の実施地域を超えた地点から利用する利用者に対して行う送迎に要する費用

＊上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ます。

8 事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、さいたま市に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。
- (2) 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応方法

従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 非常災害時の対応方法

消防法等の規程に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、非常災害もしくは感染症蔓延時であっても、必要なサービスを継続するために事業継続計画（BCP）を策定し、定期的に訓練及び研修を実施します。

11 協力医療機関等

病院名	飯島医院
診療科	内科・循環器科
所在地	さいたま市大宮区吉敷町3-28
電話番号	048-641-7205

病院名	特定医療法人双愛会 大宮双愛病院
診療科	外科・内科・整形外科 他
所在地	さいたま市大宮区堀之内町 2 - 1 6 0
電話番号	0 4 8 - 6 4 3 - 1 2 0 0

病院名	社会医療法人 さいたま医療センター
診療科	外科・内科・脳神経外科 他
所在地	さいたま市西区島根 2 9 9 - 1
電話番号	0 4 8 - 6 2 6 - 0 0 1 1

病院名	医療法人社団アカデミー セガわ歯科医院
診療科	歯科
所在地	さいたま市浦和区木崎 2 - 3 4 - 1 1
電話番号	0 4 8 - 8 3 4 - 0 1 1 8

病院名	わかば医院
診療科	内科・糖尿病内科・神経内科
所在地	さいたま市浦和区上木崎 4 - 1 1 - 2 0
電話番号	0 4 8 - 8 3 1 - 9 2 0 4

病院名	医療法人千秋会 里村医院
診療科	内科・循環器内科・糖尿病専門外来・皮膚科 他
所在地	さいたま市北区植竹町 1 - 1 5 7
電話番号	0 4 8 - 6 6 3 - 2 1 5 8

12 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、従業員に対する研修の実施、苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13 身体的拘束等の適正化

サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該時点における利用者の心身の状況、並びに緊急かつやむを得ない理由を記録します。

14 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があります。
- (2) 利用日に欠席する場合には、前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をお願いします。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をお願いします。
- (4) ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約解除となる場合もあります。

15 第三者評価制度に基づく評価実施状況

- ①福祉経験者及び有識者 推進会議（隔月開催）にて実施
- ②当法人の監事・評議員 年1回実施

16 サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

受付窓口	：	管理者
解決責任者	：	事務長
電 話	：	048-643-8700
FAX	：	048-643-8711
受付時間	：	10：00～16：00（月曜日～金曜日）

*当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・さいたま市役所 介護保険課 電話：048-829-1264・1265
- ・大宮区役所 高齢介護課 電話：048-646-3067
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

【重要事項説明確認】

小規模多機能型居宅介護等の提供開始に当たり、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

【法人】所在地 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4号

名 称 社会福祉法人 鴻鵠の会
理事長 山崎 きくえ

【事業所】所在地 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1号

名 称 おたっしや倶楽部 おおみや

説明者

私は、事業者から重要事項の説明を受け、サービス提供内容について同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】住 所 〒

氏 名

【代理人】利用者との関係 []

住 所 〒

氏 名